金工事で、

防衛施設局から国庫補

辺民生安定施設整備法に基く補助

この町民プールは、 が二月末完成しました。

防衛施設周

町

民プ

が完成

防衛施設局補助

・国民年金特別融資で

助金六〇二万円、更に厚生省

4月のこよみ

エイブリルフ 1日

図書館記念日

清 明 5 H

世界保健デ

花まつり

8日 婦人の日 10日 婦人週間 11 11日 メートル法公

> 布記念日 発明の日

18日

家庭の日 逓信記念日, 20日

郵政週間 21日 穀 雨 身体障害者 28 E 福祉法記念日

天皇誕生日 29日

町民の動き

2,421世帯

4,542人 5,002人

計 9,544人

3月異動

2月末

- 4世帯

28人 13人

31人

3月末

2,417世帯

4,514人

4,999人 女

りますが、防衛施設局の補助 に利用していただくことにな

および国民年金特別融資の趣

旨を充分認識され、体位向上

の場として、又レクリエーシ

この意味において来るべき選挙

れるようお願いします。 工事施工 設計監督 工事概要は次のとおりです。 日本地所株式会社

総工事費

ョンの場として有効に活用さ 西島建築設計事務所

側に建設中であった遠賀町民プー

昨年十月上旬から島門小学校北

水面積 プールサイド 四00元

足洗場、機械室) (更衣室、便所、

する日です

三〇〇万円を要して建設され 〇万円をうけて総事業費一、 で、国民年金の特別融資五五 から厚生福祉施設整備の趣旨

たものです。

従来本町には水泳プール施

員選挙の投票日 有権者の自覚で「明るく正しい 四月二十五日は町長・町議会議

見を反映させる唯一の機会です。 票」が汚され、ゆがめられること よって、ややもすると「清き一 だけに買収く供応、因縁や情実に 選挙としてその関心も高く、それ 左右されます。 になりかねません。選挙とそ住民 各自の自覚ある「一票」によって ができるか否かは、選挙における 一人一人が主権者として政治に意 私達が平和で、 私たちの生活に最も身近かな しあわせな響し

ます。

今後、この施設は広く町民

多少緩和されるものと思われ

プール完成により今年からは

けていましたが、今回の町民 特に小・中学生に不自由をか の利用面で町民のみなさん、 だけで、夏期におけるプール 設は遠賀中学校に一ケ所ある

には、買収、因縁、情実にまどわ

附属建物 25メートル7コー 81 m 四二五元

0 ◎投票日あなたが発言 町づくり 一票に願いをこめて

選挙」を 来る 四月二十五日の 地方 選挙

されることなく、正しく良識でよ 挙」をいたしませう。 の自覚をもって「明るく正しい選 く考え、民主政治の主権者として 遠賀町選挙管理委員会

行 所 発 役 町 集発行 印 刷所

遠賀町庶務課 冷牟田印刷合資会社

国民年金(十年々金)

の裁定請求四月より

付

開

始

明治三十九年四月二日以降明治四 り支給手続の開始になります。 ることになり誕生の月に裁定請求 五才に達した次の月から支給され 月以降は納められなくなり満六十 は本年三月の保険料を納めると四 十四年四月一日以前に生まれた方 67 は出来ませんので注意して下さ 生の方で本年中に満六十五才に達又、明治四十四年四月二日以降 をすることになります。 前月までしか保険料を納めること する人は満六十五才に達する月の 方(満六十五才)が本年四月よ いよいよ待ちに待った十年年金 尚次の点に注意下さい

③年金繰り上げ支給について 五月・八月・十一月・二月 年齡 されますが本人の希望により満六年金は本来満六十五才から支給 ②年金の支給は年四回 ①裁定請求の手続 検討されて請求して下さい。 金額が終身支給されますのでよく す。しかし次の割合で減額された 請求書類は役場社会係へ 才から請求することができま 60 ₹ 61 42 オ オ % 61 1 62 36 62 1 63 28 20 64 1 65 11

方式の改正について 国民年金保険料納付

月分)に分け今迄のように納付組ように納付書により年四回(三ケ 組織又は個人が役場の国民年金の 収納代理機関(遠賀信用金庫遠賀 織又は個人が収入役室にあります 担当者のところで納付しておりま 川支店役場派出所)に納付するこ したが昭和四十六年度から税金の 昭和四十五年度迄は現金で納付

次百つ

第一回(四月・五月・六月)分を を貼付していただきます。 四十六年度から本人に返し領収証 ては役場が預っておりますが昭和尚現在国民年金手帳につきまし (納付書について) 四月中旬発送

第二回(七月・八月・九月)分を 七月中旬発送 納期限六月三十日

門 州 4 U 4 4 月 1 U 日 九 1 J

第三回 (十月・十一月・ 第四回(一月・二月・三月)分を 納期限十二月二十五日 分を十月中旬発送 納期限九月三十日 一月中旬発送 士月

ように毎月納付組織により徴収も相当高くなりますので今迄の追而 三ケ月分になりますので今迄の も考えております。 をまとめて納付していただく事 していただき納期限に三ケ月分 **鎖限三月三十一日**

交 通 故

国民健 康 保 険 付

故の責任はすべて加害者にありま 保険で治療を受けることはさしつ 故でけがを受けた場合、国民健康 かえありません。しかし、交通事 解決すべきものです。 け取り、加害者と被害者の双方で から充分の治療費、充分の慰謝 通事故のけがは、被害者が加害者 なりません。理想的にいえば、交 ております。けがの治療費等は本 す。これを第三者傷害行為と言っ 国民健康保険被保険者が交通事 充分の休業補償費を現金で受 加害者が全部負担しなければ

使って医者にかかることはできま ぎに、国民健康保険被保険者証を が支払うべき医療費を、国民健康 りますが、これはもともと加害者 民健康保険が医者へ払うことにな す。その場合、医療費の7割は国 り、不充分だったりする場合が多 に過ぎません。 保険が一時立て替えて払っている いようです。そういう場合のつな しかし、現実は弁償が遅れた

限って、被害者が加害者に対して 求します。法律はこういう場合、 替えた医療費の全額を加害者に請 害者に対して損害賠償を請求でき わりして、国民健康保険が直接加 持っている損害賠償請求権を肩が 国民健康保険が負担した医療費に 国民健康保険は当然、あとで立

第 129 号

下さい。 ます。加害者はよく「国民健康保 ということをよく説明してあげて あとで加害者に請求代がまわる」 康保険が一時立て替えるだけで、 そういうときは「医者代は国民健 が、これはとんでもない話です。 ダだから……」などといいます 険被保険者証を使えば医者代はタ 判所に訴えるようなこともおこり 求しますし、場合によっては、裁 車損害賠償責任保険の保険金を請 ることに定められています。 加害者が応じない場合は、自動

被害者と加害者二人だけで話し合 る権利がなくなってしまいます。 と以外は、加害者に対して請求す とき以後は、示談でとりきめたこ 者が示談を結んでしまうと、その つつしんで下さい。 い、示談を結ぶことなど、げんに ただ、この場合、被害者と加害

決した例もあります。国民健康保 害者については裁判所に訴えて解 おります。損害賠償に応じない加 費の7割を国民健康保険で一時立 12件の交通事故があり、その医療 康保険被保険者(加入者)の力で 険被保険者で、不幸にして交通事 て替えた医療費については加害者 て替えております。もちろん、立 に対して損害賠償として請求して 昭和45年度中本町では、国民健

ず国民健康保険係へ申し出たられ 故にあったら、示談を結ぶ前に必

ますようお願いします。

昭和四十六年春の

交通安全 福岡県 県民運動

四月二十六日(月)から 六日間 十日(土)まで 六日間 四月五日(月)から四月 **育一日(土)まで** 実施期間

重点目標

前期における運動の重点目標 点をおく。 に新入学児童、園児の保護に重 人の事故防止を目標とし、とく 歩行者事故とくにこどもと老

後期における運動の重点目標 その他の無謀運転の追放をはか 眼とし、飲酒運転、速度違反、 行楽期における事故防止を主

重点実施事項

前期における実施事項 び場所附近の安全施設等の総点 童、園児の安全指導 検と、通学通園路における児 通学通図路およびこどもの遊

する教育 めの安全の確保と、保護者に対 に対するとび出し事故防止のた 小学生および中学生に対する 幼児および小学校低学年児童

(5) 行者とくに老人に対する保護お 正しい自転車の乗り方の指導 発の傾向にある地域における歩 よび安全教育 交通環境の変化により事故多 正しい横断の励行と横断中の

(8) 後期における実施事項 護をとくにはかる必要のある道 歩行者保護のための指導 路における交通規制の促進 促進および通学路等歩行者の保 遊戯道路、買物道路の設定の

運転追放運動の強力な推進 地域および職域における飲酒

2 業者に対する指導 飲酒運転の取締りと酒類提供

> 1 3 止するための指導および取締り 反、過積載等の無謀な運転を防 職場における適正な運行管理 信号無視、速度違反、

(5) ガス、騒音)の防止 良等にもとづく交通公害(有毒 および安全運転管理の確保 車両の点検整備とくに整備不

7 6 確認の励行の指導および取締り 運転マナーの指導 踏切における一時停止と安全

交通 0

道橋などを利用すること。 でも信号機、横断歩道、横断歩 道路を横断するときは速回り

二 道路を横断するときは車のと こと。 げ左右の安全をたしかめて渡る ぎれをたしかめ、必らず手をあ

斜め横断しないこと。

£. 後から横断しないこと。 後を横断しないこと。 止っている車のすぐ前、 走っている車のすぐ前、 すぐ

くとと。 歩道のない道路は、右端を歩

七 老人、子供の安全誘導に努め るとと。

自転車乗用者

選ぶこと。 自転車は身体に合ったものを

٤ 左右折等の合図を励行するこ 二人乗りをしないこと。

端に沿って進行すること。 左側端の一列進行を励行する 右折する場合は交差点の左側

こと。 安全装置は常に点検して、整

三面合

安全確認を励行すること。 付けること。 飲酒して自転車に乗らないこ 踏切では必らず一時停止し、

転をしないこと。 傘をさすなど片手ハンドル運

家族(主婦など)

一家族が家を出るときには、正 行なうこと。 れていることなどを中心に、交 をかけること。 酒をのまないよう「愛の一声」 を運転するものには安全運転、 しい歩行、車に注意、また、車 運事故防止について話し合いを ジオ、テレビ、その他で広報さ 家族のだんらん時に新聞、ラ

三こどもには、交通ルール、安 び出し、路上遊ぎをさせないこ いて実地に指導すること。 全な通学通園のしかたなどにつ 幼児の一人歩き、道路へのと

٤ 歩くこと。 側に出さないように手を引いて 幼児と歩くときは、幼児を車

身につけること。 室等に参加して、交通ルールを 5 すすんで、交通講話や交通教 「のんだら のるな のるな のむな」を徹底すること。

車両運転者

三、横断歩道における一時停止の 、げた、スリッパ等をはいて車 、酒をのんだら絶対に運転しな 守すること。 励行など歩行者保護ルールを厳 両を運転しないこと。

弗 129 亏

六、夜間他の車両と行き違うとき 五、踏切では必ず一時停止し安全 こと。 確認を励行すること。

は反射鏡または反射テープを取

夜間は必らず点灯し、後部に

備不良車には乗らないこと。

二面

七、のろのろ運転して車の流れを は減光または下向を励行するこ

九、安全呼称を行ない、これを習 八、仕業点検、定期点検を励行し 慣づけること。 対に運転しないこと。 整備不良車、装置不良車等は絶 みださないこと。

こと。

て停止するのをまって横断する でなく、運転者が歩行者を認め

十一、自動二輪車、原動機付自転 十、自動二輪車、原動機付自転車 着用すること。 に乗るときは必ずヘルメットを

十二、自動二輪車、原動機付自転 こと。 いととい 車の同乗者には横乗りをさせな

לנל

十四、進路を変更するときは後車 とれに追突しない安全な車間距 離をとること。

十五、赤旗、発煙筒など非常信号 とること。

理者、安全運転管理者等 雇用主、事業主、運行管 用具を備え付けておくこと。

二、仕業点検、定期点検を実施 一、運行管理、安全運転管理体制 ること。 を確立して、事故防止につとめ 運転をさせないこと。 し、整備不良車、措置不良車の

通思想の高揚と交通ルール等を 学校、幼稚園等(学童 故防止研突会等を実施して、交 体得させること。

三、運転者に対し、法令講習、事

・園児) 学校、幼稚園(保育所)への

181

四、スピードの出し過ぎ、無理な

登下校は、必ずきめられた通学

(園)路を通ること。

追越し、割込みは絶対にしない

二上級生は、下級生の模分とな をすること。

七 自治会や、こども会等で交通

鉄道線路や踏切で遊ばないこ

道路上であそばないこと。

安全について話し合いをしてこ

れを守ること。

手をあげて直ちに横断するの

横断歩道橋などがあるところで とび出し、斜め横断、左側通行 って、正しい通行、安全な横断 は必ずこれを利用すること。 遠回りでも横断歩道、信号機 車のすぐ前、すぐ後の横断、

車道通行、無茶な自転車の乗り 方は絶対にしないこと。 JΙΪ

車の片手ハンドル運転をしない りますので絶対にごみや汚物を捨

十三、前車が急停車したときでも が追突しない安全な車間距離を

をかけておりました白水ー倉谷線 することになりましたのでお知ら の丁ケ坪踏切が下記のとおり開通 長い間町民のみなさんにご迷惑

物の投げ捨てが多く、悪臭がひど く「カ」や「ハエ」の発生源にな 近頃、川や堤防などにごみや汚 捨てるのはやめましょう。 堤 防 17 ごみ 施期間 てないようにして下さい 昭和四十六年度河川浄化運動実 四月十九日~四月二十五

P

倉谷線の丁ケ坪踏切 開通について

日

せいたします。 一、開通日時 昭和四十六年三月 三十日十二時

求 人 申 込

芦屋更生企業組合

遠賀郡岡垣町戸切三四四

夫 若 干

雑役

女

給 男 九百円より 千三百円より

日

0 他 中卒以上、健康な人

そ

日 後より三日間 町報が発行されて一週間

面

接

以上よろしくお願いします。

昭和46年 度労災保険年度更新説明会日程表

日時	場所	備考
4月13日(火) 自10時 至12時	遠賀郡水巻町公民館	遠賀郡在 一般継続事業場全事業場
4月14日 (水)	北九州市	八幡区、戸畑区、官公庁、労働組合
自 10時 至 12時	八幡区市民会館	一般継続事業場全事業場
4月14日(水)	同上	管内全
自13時50分至15時		一括有期適用事業場
4月16日 (金)	中間市	中間市在
自 10時 至 12時	商工会議所2階会議室	一般継続事業場全事業場

更新説明会案内 報告書提出及び保険料納付 別添日程表のとおり 昭和四十六年度労災保険年度 記 昭和四十六年度労災保険 年度更新時における説明会 三 い報告書は各説明会会場にて案 その他 て下さい。 がありますので期限は厳守し

回詳細については八幡労働基準 さい。 所在地 内状と引き換えにお渡ししま 監督署に照会下さい。 す。案内状は必ず持参して下 八幡区尾倉町二丁目 六七一六二三六

提出納付機関 日銀代理店、郵 期限 昭和四十六年五月十五日

便局、福岡基準局、八幡監督

不利益な取扱いを受けること

提出納付期限を過ぎますと

住民異動届は 十四日以内に いたしましょう

生活の本拠がありませんので、役 通学・通勤している人は、当町に 世帯主に義務づけられています。 生じたときは、住民基本台帳法に 正等)住民票の記載事項に異動を その他(世帯主の変更、地番の訂 より十四日以内の届出が本人及び 転入、転出等の住所の移動や、 親許を離れて寮、下宿等から

て下さい。 場合は、必ず世帯主から届出をし 民登録をしなければなりません。 場に転出届をして、現居住地に住 家族にとのような該当者がある

易裁判所から過料の通知を受ける 台帳法第四十四条の規定により簡 ことになります。 との届出をおとたると住民基本

『保険税の二重払いにつ

ということです。

料を二重に支払っておられる方で られます。 険に加入されている方が相当数お 険に加入できず、町の国民健庭保 を怠っているための家族が社会保 天引きされながら、本人が手続き こういう方は保険税と社会保険 給与所得者で社会保険料を毎月

保険税を支払って損をされている す。言い換えると不要な国民健康

> 関してわからない所があれば役場 得が一四七、〇〇〇円(四十五年 保険係に連絡して下さい。 度)以下であれば加入出来ます。 で加入しようとする人の年間/所 が認定しないとき、又は手続きに 所定の手続きをとっても事業所 社会保険には三親等以内の親族

日本赤十字は社員によって組織 五月は赤十字運動月間です

として胃巡回検診自動車、子宮ガ の社員にご加入下さい。 されています。 ン検診車、 この日赤寡金のお金でガン対策 一世帯当り一人は必ず三〇〇円 又は献血用採血車、及

さんか母子会の役員の方が募金に 役にたっています。五月には区長 び献血者輸送用マイクロバス等お 訪問されますので宜敷くご協力方 お願い申し上げます。

身体障害者巡回相談について

遠賀町日赤分区長

日時

五月十四日(金)

3補装具の交付(修理)を希望す 2 更生 (育成) 医療の給付希望を 1身体障害者手帳の交付(再交付 する人 る人 \$ 眼科と耳鼻科は午後の受付 相談料 場所 遠賀町公民館ホール 10時~15時 無料

※手帳と印鑑を持参のこと。 5 更生擁護施設及び児童福祉施設 6その他諸般の相談を希望する人 4職業及び障害年金の相談を希望 する人 補装具の交付(修理)希望の方 への入所を希望する人

事が多いようです。 年の中途は予算関係で不可能な さい

は必ず、この機会に申込んで下